

目 次

第1章 序	2
第2章 運行管理者制度	3
2-1 運行管理体制の整備	3
2-2 運行管理者の選任	4
2-3 事業者と運行管理者の関係	5
2-4 運行管理規程の作成	6
2-5 運行管理者に対する指導監督	6
2-6 運行管理者の研修	6
2-7 運行管理者の資格者証の返納	7
第3章 運行管理者が行う運行管理業務	9
3-1 車両の配置	9
3-2 自動車車庫の配置	9
3-3 補助者の選任	9
3-4 点呼の実施	10
3-5 運転者毎の乗務記録の作成及び保存	12
3-6 運行記録計の管理及び記録の保存	13
3-7 運行指示書による指示等	13
3-8 乗務員に対する指導監督	14
3-9 事故の場合の措置	15
3-10 異常気象時等における措置	17
3-11 非常用信号用具の備え付け	17
3-12 過積載の防止	17
3-13 適切な貨物の積載	18
第4章 運行管理者が行う労務管理業務	19
4-1 適切な要員の管理	19
4-2 不安全状態の運転者の乗務禁止	19
4-3 就業規則や労働協約等による乗務員の勤務体制の確立	20
4-4 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備並びに管理及び保守	23
4-5 運転者台帳の作成	23
4-6 服務規律の作成	24

第1章 序

自動車運送事業は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられ、道路上を自家用車や歩行者等と混在して走行するなど、運転者に特に高い安全意識と能力が求められているといった特徴があります。

こうした自動車運送事業の特徴に対し、これまで、営業所毎に、一定の車両台数に応じ、国家資格である運行管理者を配置し、点呼による運転者の健康状態の把握、安全な走行を確保するための具体的な指示、運転者の勤務時間等の適正な管理、運転者に対する指導監督、国への事業用自動車の事故報告等により、安全運行の確保を図るという運行管理制度の下で、輸送の安全の確保を図っています。

また、2箇所以上の営業所がある一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）においては、各営業所において運行管理者や統括運行管理者（複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者をいう。以下同じ。）が適切な運行管理を実施しています。

こうした運行管理者を中心とする運行管理を実施する中で、事故防止等輸送の安全性の向上を図るためには、運行管理者が営業所における運行管理を適確に実施していくことが重要です。また、社長等の事業運営の重要な管理的地位にある者が、運行管理者の意見を尊重し、運行管理者による運行管理に対する意欲を増進させるとともに、事業規模に関係なく企業全体として安全最優先の意識をもち、輸送の安全が可能な限り高いレベルになるように方針を立て、当該方針に沿った目標を設定し、目標のための具体的な計画を作成するとともに、継続的に自ら輸送の安全対策を見直し、改善することにより実効ある運輸安全マネジメントを実施しなければなりません。

この文書は、事業者及び運行管理者が、安全が最も重要な課題であることを自覚して、安全で利便性の高い輸送サービスを提供するため、営業所において実施すべきこと等を手引きとして作成されたものです。事業者は、安全意識の高い運行管理者を選任し、点呼、乗務記録、運行指示等の運行管理に関する業務を適切に実施するとともに、運行管理業務を検証し、輸送の安全性の向上を図るために見直しを行うことを通して、事業者としての事故や悪質違反を防止していくことが重要です。

安全に「安易さ」はどこにも存在しません。繰り返し熟読して、正しい運行管理の内容を理解し、日常の運行管理業務を適確に実施するようにして下さい。

第2章 運行管理者制度

2-1 運行管理体制の整備

事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するに当たっては、運転者、運行管理者を確保する他、適切な勤務時間及び乗務時間を設定し、運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統を明確にしなければなりません。

また、車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制を確立しなければなりません。

さらに、事故防止についての教育及び指導体制、事故報告体制等の整備を行うとともに、運行管理の指揮命令系統の明確化等運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

※一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について（平成15年2月14日国自貨第77号）（以下「貨物処理方針」という。）

1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可

（6）運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項に違反する者ではないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者及び整備管理者を確保する管理計画があること。ただし、整備管理者を外部委託する場合には、運行可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ③ 勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号（注：4-3 就業規則や労働協約等による乗務員の勤務体制の確立参照）に適合するものであること。
- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）（以下「事故報告規則」という。）に基づく報告の体制について整備されていること。
- ⑦ 積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

2-2 運行管理者の選任及び解任

運行管理者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を事業者と一体となって遂行する職務を担う必要があることから、安全の確保に関する業務を遂行するために十分な管理者数が必要であるとともに、専門知識、経験が要求されることになります。

こうしたことから、事業者は、営業所毎に、配置車両数に応じた数以上の運行管理者を選任しなければならないとともに、複数の運行管理者を有する営業所にあつては、統括運行管理者を選任しなければなりません。また、運行管理者を選任及び解任した場合には、遅滞なく（注：遅くとも1週間以内）に国土交通大臣にその旨を届け出なければなりません。

【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（以下「トラック事業法」という。）第18条及び第35条第6項、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（以下「安全規則」という。）第18条及び第19条、貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日（国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）（以下「貨物解釈運用」という。）参照）

※事業用自動車の車両数と運行管理者の選任数の最低限度

事業用自動車の両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
29両まで（運行車＋運行車以外） ----- 5両以上29両まで（運行車以外）	1人
30両～ 59両（運行車＋運行車以外）	2人
60両～ 89両（運行車＋運行車以外）	3人
90両～ 119両（運行車＋運行車以外）	4人
120両～ 149両（運行車＋運行車以外）	5人
150両～ 179両（運行車＋運行車以外）	6人
180両～ 209両（運行車＋運行車以外）	7人
210両～ 239両（運行車＋運行車以外）	8人

上表の車両数を超える場合には、次の算式により運行管理者の選任数の最低限度を算出すること（1未満の端数は切り捨て）。

$$\text{運行管理者の選任数の最低限度} = \frac{\text{事業用自動車の車両数}}{30} + 1$$

※運行管理者選任（解任）届出書記載事項

- (1) 届出者の氏名又は名称及び届出者の住所
- (2) 営業所の名称及び位置

- (2) 貨物自動車運送事業の種類
- (3) 運行管理者の氏名及び生年月日
- (4) 運行管理者が交付を受けている運行管理者資格者証の番号及び交付年月日
- (5) 選任の場合にあっては、運行管理者がその業務を行う営業所の名称及び所在地並びにその者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務の内容）
- (6) 運行管理者でなくなった場合にあっては、その理由

また、運行管理者に選任されるためには、国家試験である運行管理者試験に合格するか、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について以下のいずれかの実務の経験その他の要件を満足することが必要になります。

- (1) 一般貨物自動車運送事業等（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は特定第二種貨物利用運送事業をいう。）の事業の運行管理に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、その間に国土交通大臣が認定する講習（注：独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）が行う基礎講習又は一般講習）を5回以上受講していること。なお、少なくとも1回は基礎講習を受講している必要があります。
- (2) 当該事業の運行管理に関し1年以上の実務を経験した上で、国土交通大臣が定める職務（機構が実施する運行管理者等指導講習の専任講師）を2年以上経験していること。

【トラック事業法第19条、安全規則第24条及び貨物解釈運用参照】

2-3 事業者と運行管理者の関係

運行管理者が行う運行管理業務は、営業所における事業用自動車の運行の安全を確保する上で必要不可欠な業務です。このため、事業者は運行管理者にその業務の遂行に必要な権限を与えなければなりません。

これに対し、権限が与えられた運行管理者は、トラック事業法、同法の関係法令及び車両数が300両以上保有する事業者が作成する安全管理規程に規定する内容を遵守し、運転者による事故や酒気帯び運転、酒酔い運転、無免許運転等の悪質違反を防止するよう、その職務を行わなければなりません。

さらに、事業者は、運行管理者に職務遂行上の権限を与えていることから、運行管理者からの助言を尊重しなければならないとともに、運転者やその他の従業員も運行管理者の指導には従わなければなりません。

【トラック事業法第22条参照】

2-4 運行管理規程の作成

事業者は、運行管理者又は統括運行管理者が的確かつ円滑に事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、統括運行管理者に係る組織、職務及び選任方法等並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成しなければなりません。

運行管理規程の作成にあたっては、少なくとも運行管理者及び統括運行管理者が当該業務を行うに足る権限を規定し、個々の事業者が自社の実態を十分考慮して、実施すべき業務等を加え、運行管理の実施に支障が生じないようにしなければなりません。

【安全規則第21条及び貨物解釈運用参照】

2-5 運行管理者に対する指導監督

事業者は、運行管理者に対して安全規則に規定されている運行管理者の業務の適確な処理及び自社で定めた運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければなりません。

【安全規則第22条参照】

2-6 運行管理者の研修

運行管理者の職務の遂行に必要な知識や能力を向上するため、運行管理者に対する研修が定められており、事業者は運輸監理部長又は運輸支局長から運行管理者に対する研修の通知を受けたときは、運行管理者に研修を受けさせなければなりません。

運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修については、国土交通大臣が認定する講習（注：機構が実施する以下の講習）に代えることができます。

- （１）運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする者を対象とする基礎講習
- （２）既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理の業務を行っている者を対象とする一般講習
- （３）死者又は重傷者を生じた事故（事故報告規則第2条第2号に掲げる事故をいう。）を引き起こした営業所の運行管理者又は貨物自動車運送事業法若しくはこれらの法律の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者を対象とする特別講習

【安全規則第23条及び貨物解釈運用参照】

2-7 運行管理者資格者証の返納

運行管理者は、事業者と一体となって、トラック事業法に規定する輸送の安全の確保に関する業務を行う者であり、その最低限の資質として法令遵守能力が求められています。このため、運行管理者資格者証を有する者が、輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整備等の事業計画等の事業に関する規制についての違反が繰り返し行われていた場合や違反が悪質である場合には、運行管理者として必要な法令遵守能力に欠けていると言えます。こうしたことから、国土交通大臣は、以下の場合には、運行管理者としてその任に適さない者として、運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

(1) 処分日車数に関係なく運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

- ①事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、運行管理者がこれらの違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は第108条の34の規定に基づく通知があった場合
- ②運行管理者が事業用自動車の運転の際に、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こした場合
- ③運行管理者が点呼を全く実施していない状態が認められる場合
※全く実施していない：病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼がなされていない場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼がなされていることが確認できない場合
- ④運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足る相当の理由が認められる場合

(2) 処分日車数「80日車」の要件と合わせて運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

- ①事故報告規則第2条第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号（車両欠陥事故を除く。）に規定する事故（明らかに第1当事者と推定される場合に限る。）を引き起こし、多数の死傷者（※）を生じさせた場合その他社会的影響度の大きい事故を引き起こした場合
※多数の死傷者：死者及び重傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算）を超える場合
- ②（1）①の場合には該当しないものの、過労運転、過積載運転又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合
- ③運転者に対する指導及び監督又は点呼を怠り、酒気帯び運転、酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こした場合

④運行管理者が点呼を実施している機会が少なく（※）、補助者に任せている状態が認められる場合

※機会が少ない：病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿において運行管理者の点呼回数が3分の1未満である場合又は一部の点呼簿が存在せず、3分の1未満であることが確認できない場合

運行管理者返納命令の発動に当たり、1営業所に複数の運行管理者が選任されている場合には、事案について責任を有する運行管理者（責任を有する運行管理者が不明確な場合には統括運行管理者）に対して返納命令が発動されます。

【トラック事業法第20条参照】

第3章 運行管理者が行う運行管理業務

3-1 車両の配置

事業者は、事業用自動車を営業所毎に5両以上配置しなければなりません。ただし、霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）の地域における事業については、5両以上に拘束されません。

また、計画する事業用自動車にけん引車、被けん引車を含む場合には、けん引車と被けん引車を合わせて1両と計算します。

【トラック事業法第4条第1項及び第35条第2項、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）（以下「施行規則」という。）第2条第1項及び第21条並びに貨物処理方針参照】

3-2 自動車車庫の配置

事業者は、原則として、営業所に併設して車庫を設置しなければなりません。また、営業所に併設できない場合にあっては、運行管理が十分できるように車庫を設置しなければなりません。さらに、車両と車庫との境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、車両数すべてを収容できるものであること、使用権限を有すること等事業を運営するにあたり適切に車庫を設置しなければなりません。

【トラック事業法第4条第1項及び第35条第2項、施行規則第2条第1項及び第21条並びに貨物処理方針参照】

3-3 補助者の選任

1人の運行管理者が毎日24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理業務を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

運行管理者が実施できる業務のうち、点呼に関しては、原則として運行管理者が実施しなければならないものの、一部は補助者が実施することが可能です（少なくとも運行管理

者が3分の1を実施しなければなりません。).

また、運行指示書及び運行表については、運行指示書及び運行表の計画立案は運行管理者自ら作成しなければなりません。資料作成や運転者への伝達行為については補助者が実施することが可能です。

事業者が補助者を選任する場合には、以下の点に留意して下さい。

①補助者は運行管理に関する知識を有するなど運行管理者に準じる者であること

補助者は、運行管理業務の一部を補助するので、運行管理に関する知識を有し、また、営業所内の地位も運転者を指導監督するにふさわしい、運行管理者に準じる要件を備えている者である必要があります。このため、補助者となるためには、次のいずれかの要件に該当していることが必要です。

イ) 運行管理者資格者証を取得していること

ロ) 初めて運行管理者になる者を対象に開講している機構の運行管理者基礎講習を受講していること

②補助者の地位と職務権限は運行管理規程等において明確にしておくこと

補助者を選任した場合は、運行管理者の業務の一部を補助させるうえで、その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定しなければなりません。

③補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること

補助者の数については、運行管理業務を円滑に行うことができるよう業務の量などを十分に考慮した数である必要があります。

【安全規則第18条第3項、貨物解釈運用参照】

3-4 点呼の実施

運行管理者は、運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行のために必要な指示を与え、報告を聴取するため、対面により点呼を行わなければなりません。車庫が営業所と離れている場合や、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合にも対面による点呼が必要ですが、営業所から遠隔地において乗務が開始又は終了するため、乗務開始前点呼又は乗務終了後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等には、運行管理者は、電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法で点呼することができます。また、運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を可能な限り対面で確認することが望ましいです。

(1) 乗務開始前点呼における確認・指示事項

・運転者の健康状態、疲労の度合、飲酒、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の状態につ

いて確認し、安全な運転ができる状態かを判断する。

- ・車両について日常点検を実施しているかどうかを確認する。
- ・服装を端正に着用しているかどうかを確認する。
- ・運転免許証、非常信号用具、業務上必要な帳票類等、携行品を確認する。
- ・休憩時間、休憩場所、積載物、気象、道路状況等運行の安全を確保するための注意事項について指示をする。
- ・個々の運転者について、運転行動に現れやすい問題点について注意を促す。

(2) 乗務終了後点呼における確認・報告事項

- ・運行した車両、積載物の異常の有無、乗務記録、運行記録計等の記録により運転者の運転状況等を確認する。
- ・今後の運行に役立てるために工事箇所等道路状況に関する最新情報及びヒヤリ・ハット経験の有無等安全情報を聞く。
- ・運転者に翌日の勤務を確認させる。

(3) その他

- ・乗務開始前及び乗務終了後のいずれの点呼も対面で実施できない乗務を行う運転者に対し、運行管理者は、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話、業務無線等運転者と直接対話できる方法で点呼を実施しなければなりません。
- ・点呼を終えた点呼実施者は、点呼記録簿を作成し、その記録を1年間保存しなければなりません。

【安全規則第7条及び第20条第1項第8号並びに貨物解釈運用参照】

※点呼記録簿への記載事項

(1) 乗務開始前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥ 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
- ⑦ 日常点検の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

(2) 乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名

- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - ④ 点呼日時
 - ⑤ 点呼方法
 - ⑥ 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況
 - ⑦ 指示事項
 - ⑧ その他必要な事項
- (3) 乗務終了後点呼
- ① 点呼執行者名
 - ② 運転者名
 - ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - ④ 点呼日時
 - ⑤ 点呼方法（対面でない場合は具体的方法）
 - ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
 - ⑦ 交替運転者に対する通告
 - ⑧ その他必要な事項

3-5 運転者毎の乗務記録の作成及び乗務記録の保存

運行管理者は、過労乗務の防止、過積載による運送の防止等運行の適正化を図るため、運転者の日常の乗務を把握しなければなりません。そのため、運行管理者は、運転者に当該乗務を行った以下の内容を記録させ、1年間保存しなければなりません。

- ・ 運転者名
 - ・ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号
 - ・ 乗務の開始、終了の地点及び日時、主な経過地点及び乗務した距離
 - ・ 運転を交替した場合におけるその地点及びその交替日時
 - ・ 休憩又は仮眠、睡眠をした場合におけるその地点及びその開始・終了の日時
 - ・ 車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊が生じた事故又は自動車の転落、火災、踏切での衝突・接触、自動車の故障による運行不能等の事故が発生した場合にあってはその概要及び原因
 - ・ 著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあってはその概要及び原因
 - ・ 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車にあっては貨物の積載状況
 - ・ 運行の途中において中間点呼が必要な乗務の指示を行った場合にあってはその内容
- また、運行管理者は、運転者毎に記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合する運行記録計（以下「運

行記録計」という。)により記録することができますが、この場合には、運行管理者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計により記録された乗務記録に付記させなければなりません。

【安全規則第8条及び第20条第1項第9号並びに貨物解釈運用参照】

3-6 運行記録計の管理及び記録の保存

運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、秩序ある運行の確保に活用するため、

- ①車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車、
- ②当該事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- ③特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

に係る運転に関わる事業者の運行管理者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合における瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

また、運行管理者は、当該記録を解析し、運行管理に活用するとともに、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないようにしなければなりません。

【安全規則第9条、第20条第1項第10号及び第11号参照】

3-7 運行指示書による指示等

一般貨物自動車運送事業等は、営業区域規制が廃止されたことにより、長時間にわたり所属営業所に戻らずに運行を行うことが可能となったため、行き先で帰り荷を獲得する等により、当初の運行計画を変更する可能性が大きく、運行経路や運行の安全の確保上必要な事項について運行管理者から運転者へ確実に伝達されない可能性があります。

このため、運行管理者は、乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれも対面で行うことができない場合には、運行毎に、

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員(運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員をいう。以下同じ。)の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間
- (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点

（７）その他運行の安全を確保するために必要な事項

を記載した運行指示書を作成して、運転者に確実に伝達されるよう指示するとともに、当該指示書を携行させなければなりません。また、運行指示書は運行終了の日から１年間保存しなければなりません。

運行中に、上記（１）又は（３）に変更が生じたときは、運行管理者は、変更の内容を運行指示書の写しに記載し、運転者に電話等により適切な指示を行うとともに、運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければなりません。この場合には、運転者に対して、指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及びその写しに記載しなければなりません。

また、運行指示書の作成及び携行が必要でない運行の途中で、乗務開始前及び乗務終了後のいずれの点呼も対面で実施できない乗務を行わせることとなったときは、運行管理者は、運行指示書を作成し、運転者に電話等により適切な指示を行わなければなりません。この場合において、運行管理者は運行指示書に指示の内容、日時及び運行管理者の氏名を記載し、また、運転者は乗務等の記録に同様の記載をしなければなりません。

【安全規則第９条の３及び第２０条第１項第１２号の２並びに貨物解釈運用参照】

３－８ 乗務員に対する指導監督

自動車運送事業の運転者は、営業所を一度離れると運行中の安全の確保が運転者にほとんど全て委ねられていること、また、道路上を自家用車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力が求められます。さらに、多様な地理的、気象的状况の下で運転するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実施する必要があります。

運行管理者は、乗務員に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、トラック事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な技能及び知識の習得を通して、他の乗務員の模範となるべき乗務員を育成しなければなりません。

また、運行管理者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者、新たに雇入れた運転者及び６５歳以上の高齢の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項について指導するとともに、国土交通大臣が認定する適性診断（注：機構その他の機関が実施する特定診断、初任診断及び適齢診断）を受けさせなければなりません。

さらに、運行管理者は運転者教育を実施した場合は、その内容を教育実績として運転者

台帳に記録するなどして、教育効果の把握に努めなければなりません。

なお、運転者以外の乗務員に対する教育訓練も運転者教育と同様に計画的に実施しなければなりません。

【安全規則第10条第1項から第5項まで、第20条第1項第14号及び貨物解釈運用参照】

3-9 事故の場合の措置

(1) 事故処理

事故を起こした運転者は、被害者の救護を行うとともに速やかに警察及び会社に報告し、運行管理者の指示に従うとともに、運行管理者は、適切に運転者に指示を与える等速やかに適切な処置を取らなければなりません。

(2) 事故報告書の提出

事業者は、事業用自動車の転覆、火災等の重大な事故（※）を引き起こしたときは、事故発生日から30日以内に、当該事故毎に自動車事故報告書3通を、事故を起こした自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

(3) 事故速報

事業者は、転覆、転落、火災又は踏切における鉄道車両との衝突・接触のいずれかに該当する事故で、死者若しくは重傷者を生じたとき又は物質の飛散若しくは漏えいを引き起こしたとき等は、事故報告書の提出のほかに、電話等により、24時間以内にその事故の概要について、事故を引き起こした自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければなりません。

(4) 事故の記録とその保存

運行管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、

- ・乗務員の氏名
- ・事業用自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ・事故の発生日時
- ・事故の発生場所
- ・乗務員以外の事故の当事者の氏名
- ・事故の概要、損害の程度
- ・事故の原因
- ・再発防止対策

を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。

事故の記録として、事故の状況、発生原因等を的確かつ具体的に記録することで、同種事故の再発など、事故防止に役立ちます。また、運行管理者は、事故発生時点におい

て推定される直接的原因のみならず事故の要因と認められるものを正確に把握し、諸々の要因について総合的に事故原因を究明することに努める必要があります。

(5) 事故警報に基づく事故防止対策に関する措置

類似の事故で被害の著しく大きい事故が発生するおそれがあると判断したとき、又は地理的、季節的条件等の誘因により事故が頻発するおそれがある場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長より事故警報が発令されたときには、運行管理者は、これらの事故警報に定められた事故防止対策に基づいて、運行の安全を確保するため、従業員に対して周知し、指導監督を行わなければなりません。

【安全規則第9条の2、第20条第1項第12号及び第16号、自動車事故報告規則並びに貨物解積運用参照】

※重大事故とは

- ①自動車の転覆、転落、火災（自動車又は積載物の火災）又は踏切での鉄道との衝突・接触事故
- ②死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害（14日以上病院に入院することを要する傷害等）を受けた者）を生じた事故
- ③自動車に積載された次に掲げるものの全部又は一部が飛散し、又は漏えいした事故
 - ・消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
 - ・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
 - ・高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガス
 - ・原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ・シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ・道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- ④運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなった事故
- ⑤原動機及び動力伝達装置、操縦装置等の自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなった事故
- ⑥自動車事故の発生の防止を図るために報告を求める以下の事故
 - ・20人以上の軽傷者を生じた事故
 - ・鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させた事故

- ・飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じさせたもの
- ・車輪の脱落、トレーラの逸脱、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じた事故

3-10 異常気象時等における措置

運行管理者は、天災、異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、状況を的確に把握し、乗務員に対して暴風警報等の伝達、運行の中止、迂回、徐行運転、待避所の指定、旅客等の保護方法等を適切に指示しなければなりません。

【安全規則第11条、第20条第1項第4号及び貨物解釈運用参照】

3-11 非常信号用具の備え付け

自動車が故障その他の原因で踏切内や高速道路上に立ち往生してしまった場合に、他の交通に対して迅速に非常事態の発生を知らせるため、自動車には、道路運送車両の保安基準により、非常信号用具の備え付けが義務付けられています。また、事業者は、非常の際に迅速かつ確実に非常信号用具を扱えるよう乗務員に使い方を実践体験させ、熟知させなければなりません。

【安全規則第10条第6項参照】

3-12 過積載の防止

過積載の運行により、貨物自動車の制動能力の低下やバランスを崩しやすくなり、重大事故の原因になるとともに、車両自体の使用年数を縮め、車両コストの増大や燃費の低下につながります。

このため、事業者は、会社として、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送を引き受けないようにする必要があります。

また、運行管理者は、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画を作成しないようにし、運転者その他の従業員に対して過積載の防止に関する適切な指導及び監督を怠らないようにしなければなりません。

【トラック事業法第17条第2項、安全規則第4条及び第20条第1項第6号並びに貨物解釈運用

参照】

3-13 適切な貨物の積載

貨物自動車の積載状況によっては、貨物自動車のバランスを崩し、重大事故が生じる可能性があります。

このため、運行管理者は、偏荷重が生じないように積載し、また、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から荷物が落下することを防止するため、貨物にロープを掛けること等の必要な措置を講ずるよう従業員を指導しなければなりません。

【安全規則第5条、第20条第1項第7号及び貨物解釈運用参照】

第4章 運行管理者が行う労務管理業務

運行管理者は、事業用自動車の運行の安全を確保する業務について、中核的役割を日常的に担っています。運行管理者は、過労乗務による事故の防止を図るため、乗務の実績を分析し、仕事の条件や環境の差異などを考慮して乗務員の最大許容乗務時間又は乗務距離を設定し、これに基づき乗務員を乗務させ、業務の適正化を図らなければなりません。

4-1 適切な要員の管理

事業者は、車両数及び事業計画に応じた適切な数の運転者を常時選任しなければなりません。運転者を選任する場合には、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び2週間を下回る試用期間のみ使用される者を選任することはできません。

また、事業者は、義務付けられた数の常勤の運行管理者を確保していなければなりません（「2-2 運行管理者の選任及び解任」参照）。

運行管理者は、事業者により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させてはいけません。

【トラック事業法第17条第1項及び第35条第6項、安全規則第3条第1項、第2項及び第20条第1項第1号並びに貨物解釈運用参照】

4-2 不安全状態の運転者の乗務禁止

事業者は、事業計画の遂行に十分な数の運転者を常時選任し、運行管理者は、これらの運転者に対して、輸送の安全確保に必要な遵守事項や運転に関する技能・知識について指導監督を行っているため、運行管理者は、これらの運転者以外の者に事業用自動車を運転させてはなりません。また、運行管理者は、適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるように努めるとともに、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う必要があります。

一方、運転者は、輸送の安全を確保するため、飲酒運転や過積載の防止等輸送の安全を確保するために必要な事項を遵守しなければなりません。

【トラック事業法第17条第4項、安全規則第16条及び第17条並びに貨物解釈運用参照】

※運転者が遵守しなければならない事項

(1) 酒気を帯びて乗務しないこと。

- (2) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、事業者はその旨を申し出ること。
- (3) 車両の日常点検整備を行うこと。
- (4) 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- (5) 貨物の積載時には、偏荷重が生じないようにするとともに、ロープ又はシートを掛けて、荷崩れを防止すること。
- (6) 乗務開始前、乗務の途中（対面で点呼できないときに限る）、及び乗務終了後は、運行管理者による点呼を受け、事業者に報告すること。
- (7) 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。
- (8) 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から前号の規定による通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検をすること。
- (9) 乗務等の記録を行うこと。（詳細については、「3－5 運転者毎の乗務記録の作成及び乗務記録の作成」を参照）
- (10) 運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合には、携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること
- (11) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (12) 故障等で踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

4－3 就業規則や労働協約等による乗務員の勤務体制の確立

事業者及び運行管理者は、就業規則、労働協定等で勤務時間、時間外勤務、公休、有給休暇等を明確にし、乗務員の勤務体制を確立しなければなりません。

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間の設定

- ・自動車運送事業の乗務員は一般に他の産業とは異なった労働条件の下で働いているため、運行管理者は、乗務員が過労乗務により事故を起こさないように、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）」等に基づいて適正に管理しなければなりません。
- ・運行管理者は、乗務員の過労を防止するため、深夜勤務の時間の長さ並びに深夜勤務、早朝勤務及び夜間勤務の連続等について十分に考慮し、できれば1ヶ月分程度の予定を示せるよう、法令で定める基準に従って事業者が定めた勤務時間及び乗務時間に係る基準に則って乗務時間の設定及び乗務調整を行う必要があります。
- ・特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業は、不特定多数の荷主の荷物を積み合わせて定期的に運行を行っているため、運行管理者は、乗務員の過労を防止する

ため、起点から終点までの距離が100km を超えるものごとに、主な地点間の運転時分及び平均速度、乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間、交替運転者を配置する場合にあっては交替地点等について乗務基準を作成し、これに基づいて、運転者に対して指導監督を行わなければなりません。

【安全規則第3条第4項及び第7項並びに貨物解釈運用参照】

※「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の概要

基準の具体的内容は以下の表の通り。なお、運転者が1の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間は、運転者がフェリーに乗船する場合における休息時間を除いて144時間を超えることはできません。

項目	改善基準の概要	特例等
拘束時間	1日13時間以内（16時間まで延長可。ただし、15時間超は週2回まで）	※1日20時間まで延長可（1台の自動車に2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る。） ※隔日勤務の場合、2暦日における拘束時間は21時間以内とする。 ※フェリーに乗船する場合は、乗船時間のうち2時間までを拘束時間とする。
	1ヶ月の拘束時間は293時間以内	※1ヶ月320時間まで延長可（労使協定により1年3516時間（293時間×12ヶ月）を限度に、1年のうち6ヶ月までとする。）
休息時間	1日継続8時間以上（運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所より長くなるように努めること。）	※4時間まで短縮可（1台の自動車に2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る。） ※隔日勤務においては勤務終了後継続20時間以上の休息期間を与えること。 ※フェリーに乗船する場合、乗船時間から2時間を減じた時間を休息期間として取り扱う。その場合であっても、減算後の休息期間は、下船時刻から勤務終了時刻の2分の1を下回ってはならない（2人乗務の場合を除く。） ※1日において1回当たり継続時間4時間以上で、かつ、合計10時間以上の要件を満たす場

		合には、全勤務回数の2分の1を限度として休息期間を分割することができる。
休日	休息期間＋24時間（30時間を下回らないこと。）	
運転時間	2日を平均して1日当たり9時間以内 2週間平均で1週間当たり44時間以内	
連続運転時間	4時間以内	
時間外労働	時間外労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内に限る。	
休日労働	休日労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内で2週間で1回を超えない場合に限る。	

（2）過労等運転防止のための交替運転者の配置

事業者は、拘束時間が16時間を超える場合、運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合及び連続運転時間が4時間を超える場合のように、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替運転者を自動車に添乗させるか、又は交替箇所にて待機させておかねばなりません。

【安全規則第3条第6項及び第20条第1項第5号並びに貨物解釈運用参照】

（3）健康管理

事業者及び運行管理者は、運転者の健康状態を把握するとともに、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させることが必要です。また、疲労、飲酒等の理由により安全な運転又は補助できないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させないようにしなければなりません。

【安全規則第3条第5項及び第20条第1項第4号並びに貨物解釈運用参照】

4-4 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備並びに管理及び保守

(1) 休憩、睡眠及び仮眠施設の整備

休憩、睡眠及び仮眠施設は、過労乗務になりやすい傾向にある自動車運送事業にとって、適正な勤務時間、乗務時間を確保し、事故の防止を図るために重要なものです。このため、事業者及び運行管理者は、乗務員に睡眠や仮眠を与える必要がある場合や乗務員が休憩時間に休憩を取る場合に有効に利用できるように必要な施設を整備し、適切に管理・保守しなければなりません。原則として、営業所又は車庫に併設するとともに、睡眠施設については1人当たり2.5㎡以上の広さを有している等乗務員が利用するために適切な施設でなければなりません。

(2) 休憩等施設の適切な管理及び保守

運行管理者は、運転者の健康管理のため、事業者が整備した施設を常に良好な状態に維持し、乗務員が有効に利用できるように管理しなければなりません。その際、乗務員が実際に休憩、睡眠又は仮眠を必要とする場所に設けられており、また、寝具等必要な設備が整えられているとともに、施設・寝具等が不潔な状態にはないようにしなければなりません。

【施行規則第2条第1項第5号及び第21条、貨物処理方針、安全規則第3条第3項及び第20条第1項第3号並びに貨物解釈運用参照】

4-5 運転者台帳の作成

(1) 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、採用時の調査結果等を基に法令で定められた事項を記載し、また、一定の様式の運転者台帳を作成して、運転者の所属する営業所に備えておかなければなりません。

(2) 事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職等の理由により運転者でなくなった場合には、その運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して3年間保存しなければなりません。台帳の中で、運転免許関係の記載事項については、個々の運転者の状況を把握する観点から、運転免許証との照合により有効期間の更新等の変更があったときには、直ちに台帳に記載しなければなりません。

【安全規則第9条の4及び第20条第1項第13号並びに貨物解釈運用参照】

※運転者台帳への記載等事項

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称

- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類並びに運転免許に条件が付されている場合は当該条件
 - (6) 事故を引き起こした場合（※）又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 運行の安全の確保のために遵守すべき事項に関する指導の実施及び国土交通大臣が認定する適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
- ※「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合（いわゆる第1当事者である場合）を指し、明らかにいわゆる第2当事者以下の当事者である場合は記載する必要はありません。当該運転者が第1当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第1当事者であるかどうか判断を保留する旨を記載する必要があります。この場合、後に自動車車検の支払査定、示談又は裁判等の結果により第1当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付しなければなりません。

また、当該事故の記録の作成に併せて運転者台帳に事故の発生日時、事故の発生場所及び事故の概要（損害の程度を含む。）を記載する必要があります。この場合、当該事故の記録の写しを添付するか、又は、事故の発生日時及び損害の程度を運転者台帳に記載し、それ以外については当該事故の記録の作成番号等容易に事故の記録を参照できるようにするための情報を記載することで代えることができます。

4-6 服務規律の作成

特別積合せ運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために、乗務員の服務についての規律を定めなければなりません。服務規律には、規律正しい運行業務を確保するために、安全規則に規定された乗務員等が遵守しなければならない事項や事業者が独自に定めた規律が全て含まれていなければなりません。

【安全規則第12条参照】